

安全衛生活動

R8.4月分

「春の交通安全週間」



新生活による環境変化で生じるストレスや疲労、また暖かくなり増える交通事故や熱中症の初期対策として、コミュニケーション活性化や安全衛生の基本を周知する時期です。

2026年4月から自転車を追い超すルールが変わります！！

道路交通法の改正により、ドライバーにはこれまで以上に「十分な車間距離を取ること」と「状況に応じてスピードを落とすこと」が求められるようになります。違反した場合は罰則の対象となるため、ドライバー一人ひとりが新ルールを理解しておくことが不可欠です。

新ルールに違反した場合、自動車側には厳しい罰則が設けられています。刑事罰として3ヶ月以下の拘禁刑または5万円以下の罰金が科され、交通の危険を生じさせる恐れがある場合はさらに重く、3年以下の拘禁刑または50万円以下の罰金となります。



自動車等が自転車等の右側を通過する場合の通行方法

自動車等が自転車等の右側を通過する場合の通行方法

自動車等(*1)が自転車等(*2)の右側を通過する場合（追い越す場合を除く）において、両者の間に「**十分な間隔**」がないとき、

- 自動車等は、自転車等との「**間隔に応じた安全な速度**」で進行（道路交通法18条3項）
- 自転車等は、できる限り道路の左側端に寄って通行（道路交通法18条4項）

しなければいけません。

(*1)自動車、一般原動機付自転車及びトロリーバス
(*2)軽車両（自転車を含む）及び特定小型原動機付自転車
(*3)明示されている根拠規定は改正後のもの

【上記の自動車等の通行方法の目安】

- 自動車等が自転車等の右側を通過するときは、できる限り間隔を空けましょう。**少なくとも1メートル程度間隔を空けることが安全です。**
- 自転車等と**1メートル程度の間隔を確保できない場合には、時速20キロメートルから30キロメートル程度で運転しましょう！**

※ 上記はあくまで目安です。自動車等が自転車等の右側を通過する際の「十分な間隔」や「間隔に応じた安全な速度」については、自動車等と自転車等との具体的な走行状況、道路状況や交通状況等により異なります。

作成：小田嶋